

# ○少年サポートセンター運営要綱の制定について

(平成14年3月18日岩少第80号警察本部長)

[沿革] 平成21年4月岩少第165号、22年11月岩少第401号改正

各 部 長

各 所 属 長

## 少年サポートセンター運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第31条の規定により、少年課の内部組織として置かれた少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2 サポートセンターは、警察本部及び北上警察署内に置く。北上警察署内に置くサポートセンターを県南少年サポートセンターと称する。

2 サポートセンターの職員(以下「サポートセンター員」という。)は、少年課の職員をもって充てる。

3 サポートセンターの所長は、少年課の警部たる警察官又は一般職員をもって充て、上司の命を受け、下記第3の業務を統括処理する。

(業務)

第3 サポートセンターは、岩手県警察組織規程(昭和49年岩手県警察本部訓令第3号)第9条の2第13号に規定された事務を処理するため、次の活動を実施する。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 継続補導に関すること。
- (3) 街頭補導に関すること。
- (4) 犯罪被害少年等の支援に関すること。
- (5) 要保護少年の支援に関すること。
- (6) 嘱託医による面接及びカウンセリング(以下「心の健康相談」という。)に関すること。
- (7) 心理査定に関すること。
- (8) 少年非行の調査研究等に関すること。
- (9) 少年非行防止等の広報啓発活動に関すること。
- (10) 警察職員等の研修に関すること。
- (11) その他特命に関すること。

(活動上の留意事項)

第4 サポートセンターの活動を実施するに当たっては、岩手県少年警察活動規程(平成14年岩手県警察本部訓令第31号)、岩手県少年補導職員の勤務に関する訓令(平成15年岩手県警察本部訓令第7号)、少年相談専門員運用要綱(平成元年岩防発第270号)、及び岩

手県警察被害者対策要綱(平成8年岩警務発第40号、岩生安発第111号、岩刑事発第66号、岩交通発第82号、岩警備発第80号)に基づく業務を、適正かつ誠実に遂行するとともに署、関係機関、団体等との緊密な連携に努めるものとする。

(少年相談)

第5 サポートセンター員は、少年、保護者等から少年相談を受理したときは、適切な助言・指導、継続支援を行うほか、心の健康相談嘱託医への引き継ぎ、関係機関への紹介等の必要な措置を取るものとする。

(少年相談の引継ぎ)

第6 署長は、少年相談のうち次の各号のいずれかに該当する場合は、少年課長に引継ぐことができる。この場合、少年相談引継書(様式第1号)により引継ぎを行うものとする。

- (1) 家庭環境が複雑で調整が難しく解決に長期間を要するもの
- (2) 薬物の乱用が習癖化したもの
- (3) 問題行動の原因に、知的障害、発達障害、精神障害等の疑いのあるもの
- (4) 被害少年対策として、カウンセリング等が必要と認められるもの
- (5) その他、署で扱うことが困難なもの

(継続補導)

第7 少年課長は、触法少年若しくは14歳未満のぐ犯少年であって通告するに至らない少年又は不良行為少年(以下「対象少年」という。)を発見し、その非行の防止を図るため、特に助言・指導を継続する必要があると認められる場合は、管轄警察署長と協議し、保護者の同意を得た上で、継続補導を行うものとする。

(継続補導の引継ぎ)

第8 署長は、継続補導が長期間にわたるもの又は事案が複雑で高度な専門性を有するなどサポートセンター員において処理することが適当と認められるものについては、少年課長に引継ぐことができる。この場合、継続補導引継書(様式第2号)により引継ぎを行うものとする。

2 少年課長は、前項の規定による引き継ぎを受けた継続補導事案について、対象少年に対して行った助言・指導等補導の経過及び処遇を継続補導の都度、継続補導経過通知書(様式第3号)により協議などをした署長に通知するものとする。

3 署長は、前項による継続補導の経過などについて通知を受けたときは、少年の関係記録とともに保存し、その経過を明らかにしておくものとする。

(計画的な街頭補導)

第9 少年課長は、風俗営業所、盛り場、駅、公園その他少年の非行が行われやすい場所における補導について、管轄警察署長と協議し、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、サポートセンター員及び署員合同で行う等効果的に実施するものとする。この場合においては、必要に応じ、少年警察ボランティア、教員、児童委員、保護司その他のボランティア等と協同して行うように配慮するものとする。

(被害少年等の支援)

第10 サポートセンター員は、被害少年について、その健全な育成を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、心の健康相談、カウンセリングの実施等により継続的な支援を行うものとする。

2 犯罪被害少年等の支援は、必要に応じて、家庭及び学校訪問により家族や地域、学校との関係調整等の活動をあわせて行うものとする。

(要保護少年)

第11 サポートセンター員は、通告を行わない要保護少年について保護者等に注意、助言をする等少年の福祉のために必要な措置を取るものとする。

(要保護事案の通知)

第12 署長は、児童虐待等の要保護事案を認知したときは、別に定めるところにより、速やかに少年課長に通知するものとする。

(心の健康相談)

第13 署長は、少年、保護者等が、心の健康相談を希望をするときは、少年課長に通知するものとする。

2 少年課長は、前項の通知を受けたとき及びサポートセンターで少年、保護者等から、心の健康相談の希望を受けたときは、心の健康相談に関する連絡、調整を行うものとする。

3 少年課長は、心の健康相談を実施したときは、心の健康相談実施結果通知書(様式第4号)により、署長に通知するものとする。

(心理査定の実施等)

第14 少年課長は、少年の処遇及び指導・助言に資するため、必要により、心理査定を行うものとする。

2 署長は、心理査定を必要と認めたときは、保護者の同意を得た上で、心理査定要請書(様式第5号)により少年課長に要請するものとする。

3 少年課長は、心理査定を実施したときは、心理査定結果通知書(様式第6号)により、要請した署長に通知するものとする。

4 署長は、心理査定結果の通知を受けたときは、少年の関係記録とともに保存し、継続補導及び保護者等への助言・指導に活用するものとする。

5 少年課長は、心理査定記録を保存し、その経過を明らかにしておくものとする。

(調査研究等)

第15 サポートセンター員は、少年非行の背景等について調査研究を行い、関係機関、団体等と情報交換等を行うものとする。

(広報・啓発活動)

第16 サポートセンター員は、ヤングテレホンコーナー、メール相談の活用を広報するとともに、少年非行防止及び健全育成のための広報啓発活動を行うものとする。

2 サポートセンター員は、少年の薬物乱用防止を図るため、薬物乱用防止教室及び広報啓発活動を実施するものとする。

(警察職員等の研修)

第17 少年課長は、少年担当警察職員の資質等の向上を図るため、カウンセリング技法、継続支援の方法等について、研修を実施するものとする。

(サポートセンター員の派遣)

第18 少年課長は、署長の要請等を受けて、少年相談、継続補導、心理査定、被害少年の支援等を実施するときは、サポートセンター員を派遣することができる。

2 サポートセンター員の派遣要請は、少年サポートセンター員派遣要請書（様式第7号）により少年課長に要請を行うものとする。

（補則）

第19 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号（第6関係）

第 号 年 月 日	
少年課長 殿	
警察署長	
少年相談引継書 次により、少年サポートセンターによる措置が必要と認められるので引き継ぐ。	
受理年月日 平成 年 月 日（ 曜日）	
午前 時 分 午後	
相 談 者	住所 職業 氏名 ( 歳) 少年との続柄
対 象 少 年	住所 学職 氏名 生年月日 年 月 日 ( 歳)
相 談 要 旨	
引 継 事 由	<input type="checkbox"/> 複雑で調整が難しく長期間を要する <input type="checkbox"/> 薬物乱用習癖化の疑い <input type="checkbox"/> 知的障害、発達障害、精神障害等の疑い <input type="checkbox"/> 被害少年でカウンセリングが必要 <input type="checkbox"/> その他 ( )
取 扱 経 過 措 置	
そ の 他	

様式第2号（第8関係）

第 号 年 月 日	
少年課長 殿	
警察署長	
継 続 補 導 引 継 書 次により、少年サポートセンターによる継続補導が必要と認められるので引き継ぐ。	
受理（認知）	平成 年 月 日（ 曜日）
端 緒	相談 補導 保護（ ） 紹介（ ） その他（ ）
対 象 少 年	住所 学校 氏名 生年月日 （ 歳）
相 談 者	住所 職業 氏名 少年との続柄 （ 歳）
取扱経過	
引継事由	
そ の 他	

様式第3号(第8関係)

岩少第 号 年 月 日	
警察署長 殿	
少年課長	
継 続 補 導 経 過 通 知 書 下記少年の継続補導の経過及び処遇は、次のとおりであるので通知する。	
補 導 年 月 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分までの間
対 象 少 年	住所 学校 氏名 生年月日 年 月 日生 ( 歳)
経 過  及 び  処 遇	(Blank area for details of continuation, progress, and treatment)
措 置	継続 打切り その他 ( )
担 当 者	課 係 氏 名 電 話









